

青梅市防災基本条例（概要版）

地震はもとより、台風や集中豪雨による風水害など、災害はいつ起こるか分かりません。大規模な災害が発生した場合は、市民一人ひとりの力（**自助**）、地域で助け合う力（**共助**）、そして行政の力（**公助**）の連携が欠かせません。

青梅市では、災害による被害から、市民の生命、身体、財産および尊厳を守り、被害を最小限にするため、「市民」「事業者」「市」それぞれの責務と備えを明確にし、一体となって災害対策に取り組めるよう「青梅市防災基本条例」を制定いたしました。

基本理念

- ◎市民・事業者・市は、**「自助」「共助」「公助」**の考え方にもとづき、それぞれの責務と備えを果たすとともに、互いに連携・協力して災害対策に取り組まなければならない。
- ◎市民・事業者・市は、地域特性を踏まえ、災害時要配慮者等の多様な主体の視点を反映するとともに、被害を最小限にとどめるために災害対策に取り組まなければならない。
- ◎市民・事業者・市は、防災に関する知識・技術を習得し、災害対応力を高め、助け合いの考えを広めるとともに、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していかなければならない。



第1章 総則

《第1条 目的》

「市民」「事業者」「市」の責務と備えを明らかにし、「市民の生命・身体・財産・尊厳を守ること」を目的としています。

《第2条 定義》

「災害」「防災」「市民」などの用語の意義について規定しています。

《第3条 基本理念》

「市民」「事象者」「市」が、連携・協力して災害対策に取り組むことや知識・技術を習得し、継承していくことについて規定しています。

《第4条 地域防災計画への反映》

第3条の基本理念について、青梅市地域防災計画に反映させることを規定しています。

第2章 責務

《第5条 市民の責務》

《第6条 事業者の責務》

《第7条 市の責務》

「市民」「事業者」「市」のそれぞれの「責務」について、規定しています。

第3章 予防対策

《第8条 市民の備え》

《第9条 事業者の備え》

《第10条 市の備え》

「市民」「事業者」「市」のそれぞれの「備え」について、規定しています。

第4章 災害に強い地域づくり

《第11条 自主防災活動》

市民の自主防災活動への参加、人材の育成、防災活動への協力について規定しています。

《第12条 ボランティア等の活動推進》

ボランティア活動の普及啓発・ボランティアセンターの整備、迅速な情報の発信等について規定しています。

《第13条 災害時要配慮者への支援》

避難行動や避難生活に関する情報の提供や福祉避難所の開設・運営に伴う協力体制の整備について規定しています。

第5章 災害応急対策

《第14条 市民、自主防災組織および事業者の災害応急対策》

「自助」「共助」の力を最大限活用し、災害応急対策にあたることについて規定しています。

《第15条 市の災害応急対策》

避難所等の開設・物資の補充や関係機関と連携・協力することについて規定しています。

第6章 復旧復興対策

《第16条 復旧復興対策》

市は、関係機関と連携して復旧復興対策に取り組むこと、「市民」「事業者」等はそれに協力することについて規定しています。

第7章 他の地方公共団体等との協定

《第17条 他の地方公共団体等との協定》

他の地方公共団体や事業者と協定を締結しておくことなどについて規定しております。

市民・事業者・市の責務と備え

市民

- ◎知識・技術の習得
- ◎近隣同士の良好な関係の形成
- ◎災害対策への協力



市民

- ◎情報入手手段の確保
- ◎避難所等の確認
- ◎食品・水等の確保
- ◎非常持出品等の準備
- ◎家具等の固定
- ◎防災訓練への参加

etc...

責務

事業者

- ◎施設等の安全管理
- ◎帰宅困難者対策・周知
- ◎事業活動の継続・再開
- ◎研修、訓練等の実施
- ◎災害対策への協力

市

- ◎予防・応急・復旧復興対策の実施
- ◎情報の提供・共有
- ◎自主防災組織の支援・市民・事業者の災害対策の推進

備え

事業者

- ◎情報入手手段の確保
- ◎食品・水の確保
- ◎設備等の固定
- ◎事業継続計画の策定・検証
- ◎防災訓練の実施

etc...

市

- ◎情報の収集・共有等
- ◎物資の充実、供給・輸送体制の確立
- ◎施設の安全性の確保
- ◎避難所等の指定
- ◎人材の育成・防災教育
- ◎防災訓練の実施

etc...